

大規模行為景観形成基準に基づく配慮事項（屋外における物品の集積又は貯蔵）

	事 項	景 観 形 成 基 準	配 慮 の 内 容
大規模行為に共通する事項	(1) 基本的遵守事項	ア、優れた景観の形成（地域の個性の尊重、周辺との調和） イ、市町村条例との整合 ウ、住民協定等との整合 エ、周辺の景観に著しい影響を及ぼす可能性がある場合の景観検証	ア 地域の個性及び特性を尊重しながら、周辺の景観との調和に配慮し、優れた景観の形成を図ること。 イ 高屋町白市の一部以外に該当はありません。 ウ 本市に該当はありません。 エ 別表に定める行為については、周辺の地域住民等への具体的な説明のため、事前に、当該行為に係る計画の内容書及び理由書を準備するとともに、その周辺地域の状況を、パース、模型、カラー合成写真、コンピュータ・グラフィックス等で分析したうえで、周囲の景観に与える影響を検証すること。
	(2) 位 置	ア、景勝地等及びその周辺地域における、行為地の選定に当たっての配慮 イ、優れた景観資源に近接する場合の保全に対する配慮 ウ、主要幹線道路等からの後退 エ、行為地が山稜の近傍にある場合、稜線を乱さないための配慮	ア 次の地域及びその周辺地域にあつては、既存の景観資源を損なうことのないよう、また、主要な展望地からの眺望の妨げにならないよう、行為地の選定に当たって、特に配慮すること。 (ア) 自然公園法等に基づく指定地域 (イ) 広島県を代表する景勝地 (ウ) 地域を代表する歴史的建造物等のランドマークのある地域（以下(ア)～(ウ)を総称して「景勝地等」という。） イ 行為地が歴史的建造物等の優れた景観資源に近接する場合は、その保全に配慮した位置となるよう配慮すること。 ウ 行為地が主要幹線道路又は景勝地等に通じる主要道路等に接する場合は、できる限り当該道路等から後退した位置とすること。 エ 行為地が、山稜の近傍にある場合は、稜線を乱さないよう、できる限り尾根から低い位置とすること。
	(3) 敷地の緑化	ア、敷地内の緑化 イ、既存樹木の修景への活用 ウ、周辺植生との調和に配慮した生け垣や樹木による境界囲い	
	(4) その他	ア、敷地内の施設間及び周辺との調和 イ、屋外駐車場の出入口の限定と遮蔽 ウ、屋外照明の光量 エ、行為期間中の修景 オ、その他	ア 複数の建築物、工作物及び屋外駐車場、ゴミ焼却場等の敷地内に設ける施設については、施設間の調和及び周辺の景観との調和に配慮すること。 イ 屋外駐車場は、できる限り出入口を限定するとともに、生垣、塀、さく等を設け、道路から直接見通せない構造とすること。 ウ 屋外照明は、過剰な光量とならないよう配慮すること。 エ 行為の期間中は、敷地周囲の緑化や工事塀等による修景に工夫するとともに、周囲の道路等からの遮蔽に努めること。
屋外における物品の	(1) 集積又は貯蔵の方法	ア、主要な展望地から見えないような配慮 イ、適切な集積又は貯蔵	ア 集積又は貯蔵は、できる限り、主要な展望地から見えないよう配慮すること。 イ 適切な集積又は貯蔵に努めること。
	(2) 遮へい	ア、出入口の限定と道路等の公共用地から見えにくい位置	敷地外からの出入口は、できる限り限定するとともに、道路等の公共用地からできる限り見えにくい位置とすること。
	(3) その他	ア、法面、擁壁に対する配慮 (ア) できる限り緩やかな勾配	ア 長大な法面、擁壁等を生じないよう配慮すること。ただし、やむを得ない場合は、次のことを工夫すること。 (ア) こう配は、できる限り緩やかなものとする。

集積又は貯蔵		(イ) 周辺の景観と調和した形態及び材料 (ウ) 自然植生と調和した緑化等による修景 イ, 跡地利用計画を考慮した行為の実施, 行為終了後の速やかな計画の実施 ウ, 行為終了後の緑化等による速やかな修景	(イ) 周辺の景観と調和した形態及び材料とするよう配慮する。 (ウ) できる限り自然植生と調和した緑化等により修景する。 イ 跡地利用計画を考慮した行為の実施に心掛けるとともに、行為終了後、速やかに当該計画を実施すること。 ウ 前記イの場合を除き、行為終了後は、周囲の地形と違和感が生じないよう、その回復に努めるとともに、法面、擁壁等も含めて、自然植生と調和した緑化等により速やかな修景を行うこと。
--------	--	---	---